相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例 一時堆積事業 技術基準

相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成22年相模原市規則第128号。)別表第3の2技術的事項(5)その他の別に定める技術基準は次のとおりとし、令和5年5月26日から施行する。

1 対象

他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う事業

2 技術基準

- (1) のり面の勾配は、一時堆積の高さに係わらず、垂直1メートルに対する水平距離が 1.8メートル以上の勾配であること。
- (2) 原則として、厚さ20センチメートルから30センチメートルまでごとに敷きならしを行い、十分な締固めを行うこと。
- (3) 基礎地盤に草木等があるときは、全て伐採、除根をすること。
- (4) 基礎地盤の地表勾配がおおむね15度以上であるときは、一時堆積の滑動を防止するために段切りをすること。
- (5) 一時堆積の高さは、2.5メートル以下であること。ただし、近接して建物がない 等周囲の状況に応じて、その高さについて、別に市長と協議することができる。この 場合においても、その高さは、5メートル以下とすること。
- (6) 土砂等を搬入後3月以上存置するときは、搬入後から搬出までの間、シート等により覆うこと。この場合にあっては、災害の防止等の観点から6月以上放置しないこと。
- (7) 排水施設は、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく処理することができる ものであること。
- (8) 擁壁を設置するときの当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条から第12条までの規定に適合すること。
- (9) 事業の完了後、事業前の事業区域とこれに隣接する土地の境界の現況地盤との高低差を設けないこと。